

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第一、二工区）

修正箇所

No.	資料名	頁	章	節	項	修正前	修正後
1	実施方針	14	2	4-2	(3) (7)	設計・工事監理業務委託契約の締結日の翌日から建設工事請負契約の締結日までの間に、応募者の代表企業及び構成員に提案資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は設計・工事監理業務委託契約の解除並びに建設工事請負契約の解除又は締結しないことがある。この場合、本市は一切の責任を負わない。ただし、応募者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、提案資格要件を欠く応募者の構成員（代表企業を除く）の変更ができるものとし、本市は変更後の応募者と <u>建設工事請負契約の締結及び</u> 建設工事請負契約を締結できる。	設計・工事監理業務委託契約の締結日の翌日から建設工事請負契約の締結日までの間に、応募者の代表企業及び構成員に提案資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は設計・工事監理業務委託契約の解除並びに建設工事請負契約の解除又は締結しないことがある。この場合、本市は一切の責任を負わない。ただし、応募者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、提案資格要件を欠く応募者の構成員（代表企業を除く）の変更ができるものとし、本市は変更後の応募者と建設工事請負契約を締結できる。
2	〃	15	2	4-3	(1) ア	本事業に関する提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって本市が必要と認めるときは、本市は <u>事業</u> 提案書の全部又は一部を無償で使用できる。 また、契約に至らなかった応募者の <u>事業</u> 提案書については、本事業の公表以外には原則として使用しない。ただし、本市に提出された資料は、浜田市情報公開条例（平成17年10月1日条例第20号）に基づき、公開することができる。	本事業に関する提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって本市が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できる。 また、契約に至らなかった応募者の提案書については、本事業の公表以外には原則として使用しない。ただし、本市に提出された資料は、浜田市情報公開条例（平成17年10月1日条例第20号）に基づき、公開することができる。
3	〃	18	2	6	(1) イ	本市は、契約候補者と募集要項等に基づき契約締結に関する協議を行い、令和5年4月頃に設計・工事監理業務の複数年一括契約を締結することを予定している。また、詳細設計の完成後、技術提案書に示す工事額と予定工事額との率を踏まえた実施設計工事額に対し、工事を行う建設企業との複数年一括契約を締結することを予定している。	本市は、契約候補者と募集要項等に基づき契約締結に関する協議を行い、令和5年4月頃に設計・工事監理業務の複数年一括契約を締結することを予定している。また、詳細設計の完成後、技術提案書に示す工事額と予定工事額との率を踏まえた実施設計工事額に対し、工事を行う建設企業との複数年一括契約を締結することを予定している。 <u>ただし、提案により分割での工事請負契約も認める。</u>
4	要求水準	11	3	2	(1) ⑮ (1)	施設平面図 縮尺 1/300～1/500 <u>以上</u> 〃	施設平面図 縮尺 1/300～1/500 〃

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第二工区）

修正箇所

No.	資料名	頁	章	節	項	修正前	修正後
1	要求水準	3	2	1	表 2	管径、工法及び延長 開削工法 φ 75 ～ φ <u>450</u> mm : 約 8,443m 推進工法 φ 150 ～ φ <u>300</u> mm : 約 2,058m	管径、工法及び延長 開削工法 φ 75 ～ φ <u>150</u> mm : 約 8,443m 推進工法 φ 150 ～ φ <u>250</u> mm : 約 2,058m